

既存配置販売業の変更の届出に関する手続の概要

提出書類	1	変更届書									
	2	既存配置販売業者の氏名を変更したとき (人格の変更には、新規の許可申請が必要であること。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請者が法人であるときは、登記事項証明書）</li> </ul>								
	3	既存配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者を変更したとき	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">変更後の資格者の資格</th> <th style="text-align: left;">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧制大学、旧専門学校又は大学において薬学に関する専門の課程を修了した者</td> <td>卒業証明書</td> </tr> <tr> <td>旧中等学校令に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門の課程を修了した後、3年以上配置販売業の実務に従事した者</td> <td>卒業証明書及び本県以外の区域で実務に従事した者にあつてはその区域を含む都道府県による実務従事証明書</td> </tr> <tr> <td>5年以上配置販売業の実務に従事した者であつて、知事が適当と認められた者</td> <td>本県以外の区域で実務に従事した者にあつてはその区域を含む都道府県による実務従事証明書</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務を行う役員の変更としても届け出ること。</p>	変更後の資格者の資格	提出書類	旧制大学、旧専門学校又は大学において薬学に関する専門の課程を修了した者	卒業証明書	旧中等学校令に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門の課程を修了した後、3年以上配置販売業の実務に従事した者	卒業証明書及び本県以外の区域で実務に従事した者にあつてはその区域を含む都道府県による実務従事証明書	5年以上配置販売業の実務に従事した者であつて、知事が適当と認められた者	本県以外の区域で実務に従事した者にあつてはその区域を含む都道府県による実務従事証明書
	変更後の資格者の資格	提出書類									
旧制大学、旧専門学校又は大学において薬学に関する専門の課程を修了した者	卒業証明書										
旧中等学校令に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門の課程を修了した後、3年以上配置販売業の実務に従事した者	卒業証明書及び本県以外の区域で実務に従事した者にあつてはその区域を含む都道府県による実務従事証明書										
5年以上配置販売業の実務に従事した者であつて、知事が適当と認められた者	本県以外の区域で実務に従事した者にあつてはその区域を含む都道府県による実務従事証明書										
4	既存配置販売業の業務を行う役員及び営利を目的としない法人の職員であつて当該法人の行う医薬品販売業の業務につき当該配置販売区域の全般にわたり業務を監督する地位にある者の氏名を変更したとき (既存配置販売業者が法人である場合に限る。)	<p>人格の変更（増員又は交代）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書（登記事項の変更を伴わない場合を除く。）</li> <li>新たに業務を行う役員となった者の診断書（有効期限3ヶ月） (届書に届出者として記載した代表者以外の役員については、診断書に代えて疎明書を提出することができる。)</li> <li>業務を行う役員の範囲を示す書類（組織規定図又は業務分掌表） (変更後の役員が一名のみであるときは、添付を要しない。)</li> </ul> <p>人格の変更（減員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> <li>業務を行う役員の範囲を示す書類（組織規定図又は業務分掌表） (変更後の役員が一名のみ</li> </ul>									

			であるときは、添付を要しない。)
		婚姻等による氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> </ul>
5	既存配置販売業者の住所を変更したとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書（申請者が法人であるときのみ）</li> </ul>
6	区域管理者の氏名を変更したとき	人格の変更（交代）	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用契約書の写しその他申請者の新たな区域管理者に対する使用関係を証する書類 （申請者自身が当該区域管理者である場合を除く。）</li> <li>新たな区域管理者の薬剤師免許証（原本）又は販売従事登録票（原本） （内容確認後、返戻します。）</li> </ul> <p>新たな区域管理者の住所についても同時に届け出ること。 変更前の区域管理者が薬剤師の場合、引き続き当該区域において薬事に関する実務に従事するときは、「区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名」についても同時に届け出ること。</p>
		婚姻等による氏名の変更	なし
7	区域管理者の住所を変更したとき	なし	
8	区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名を変更したとき	人格の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用契約書の写しその他申請者の当該薬剤師に対する使用関係を証する書類 （申請者自身が当該薬剤師である場合を除く。）</li> <li>当該薬剤師の薬剤師免許証（原本） （内容確認後、返戻します。）</li> </ul>
		婚姻等による氏名の変更	なし
9	営業の区域を変更したとき	なし	
10	当該区域において医薬品の販売業その他の業務をあわせ行うときは、その業務の種類	なし	
11	当該区域において販売又は授与する医薬品の区分	なし	
12	相談時及び緊急時の電話番号	なし	

	その他連絡先	
	13 添付書類省略一覧表 (添付書類の提出を省略しようとするときのみ)	
その他		
提出部数	県内に居住する者については、届書、添付書類とも各2部 県外に居住する者については、各1部	
手数料	不要	
備考	変更後、30日以内に提出すること。	
提出及び 問い合わせ先	県内に居住する者については、住所地を所管する保健所 県外に居住する者については、薬事衛生課	
	安来市、松江市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根 3階) TEL: 0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL: 0854-42-9515
	出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL: 0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL: 0854-84-9806
	江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL: 0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL: 0856-31-9551
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL: 08512-2-9719
県外	薬事衛生課 〒690-8501 松江市殿町 1 TEL: 0852-22-5259	